

# 「日大口腔科学」投稿規程

平成 13 年 4 月 1 日 制定  
平成 21 年 4 月 1 日 改正  
平成 30 年 9 月 2 日 改正  
令和 元年 9 月 1 日 改正  
令和 元年 9 月 1 日 施行

(本誌)

**第1条** 本誌は、日本大学口腔科学会が発行する学術雑誌とする。

(投稿資格)

**第2条** 本誌へ投稿する著者(共著者も含む)は、原則として日本大学口腔科学会の会員に限る。ただし、日大口腔科学編集委員会(以下「編集委員会」という)が特に認めたものはこの限りでない。

(投稿論文の内容)

**第3条** 投稿論文の内容は、歯科医学・医学及び教養等の領域に関連する教育・研究成果、臨床報告などで、他誌に投稿又は掲載されていないものに限る。

(投稿及び掲載論文の種類)

**第4条** 投稿及び掲載論文の種類は、次のとおりとし、論文の種類別の最終的な決定は編集委員会が行う。

- ① 原著論文  
原著(教養・基礎・臨床)、臨床報告(症例・技術工夫など)、短報、速報、研究報告
- ② 解説論文  
総説、解説
- ③ その他

(倫理的配慮)

**第5条** 投稿論文が、「人を対象とする医学系研究」の場合は、ヘルシンキ宣言の精神に則り、各種倫理指針を遵守し、適正に行わなければならない。また、動物実験は、関係法令や基本指針等を踏まえ、動物実験等の具体的な実施方法等を定めた内規等に基づき、適正に行わなければならない。

(利益相反)

**第6条** 論文の内容に関する利益相反は、すべて申告しなければならない。

(投稿論文の受理)

**第7条** 投稿論文の採否及び掲載順序は、査読後、編集委員会で決定する。査読者は学会員の中から、編集委員会が指名する。なお、編集委員会が必要と認めた場合は、著者に原稿の訂正を依頼することがある。

(論文の投稿方法及び形式)

**第8条** 論文の投稿方法及び形式は、次のとおりとする。

- ① 投稿にあたっては、必要事項を記入した所定の表紙をつけ、編集委員会に提出する。
- ② 原著論文の形式は、原則として要旨、緒言、材料及び方法、結果あるいは成績、考察、結論、文献の順に記載する。原著論文以外の論文も原則としてこれに準じる。

(校正)

**第9条** 著者校正は再校までとし、校正時の原稿の内容改変は認めない。

(掲載料)

**第10条** 掲載料は、次のとおりとする。

- ① 本学会の会員による投稿にあたっては、図(モノクロ)を含む刷上り4頁までの製作費を無料とする。ただし、4頁以内のものは刷上り2頁までの製作費を無料とする。なお、それ以上は著者負担とする。
- ② 別刷を作成する場合は、著者負担とする。
- ③ 編集委員会から依頼する原稿については、別に定める。

(証明書等の発行)

**第11条** 証明書等の発行は、次のとおりとする。

- ① 編集委員会に論文が到着した日付で、受付証を発行する。
- ② 編集委員会において論文の受理が決定した後に、受理日の日付で受理証(掲載証明書)を発行する。

(著作権)

**第12条** 本誌に掲載された論文・抄録などの著作権は本学会に帰属する。本学会が必要と認めた場合あるいは外部からの引用の申請があった場合は、編集委員会で審議し、掲載ならびに著作権使用を認めることがある。

(投稿論文の送付)

**第13条** 投稿論文は、次の送付先に送付するものとする。  
〒271-8587 千葉県松戸市栄町西2丁目870番1  
日本大学松戸歯学部内 研究事務課気付  
日本大学口腔科学会「日大口腔科学編集委員会委員長」宛とする。

#### 附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。